Focus1>

における雇用保護法制の動向

雇用安定化法を中心に

アネット・ジョベール フランス国立科学研究センター統括研究員



従来の 経済的

が制定され、 に関する新たな法律 法律制定に至る経緯について説明した までの解雇に関する労働法の法体系は ととなった。この法律によって、これ 大きく変わることとなった。はじめに、 フランスでは二〇一三年に団体交渉 労働法に組み込まれるこ 「雇用安定化法」

と実施を義務づけた。 ている。以下、雇用保障計画 職に関しての使用者による社会計画 ている最低額を超える金額)や任意退 または労働協約・協定により定められ おり、解雇者の再雇用支援及び補償(法 (現在では「雇用保障計画」と呼ばれ 九九三年法は強制的解雇を制限して の策定

(2) 従業員への情報提供

労働法典L二三二三―一五条は、「人員 を担っているのは企業委員会である。 述べているが、社会対話で中心的役割 条件の集団的決定に対する参加原則を 管理に参加する」として労働者の労働 労働条件に関する団体交渉及び企業の 「すべての労働者はその代表を介して 一九四六年憲法は、前文の第八項で

(1) 使用者の義務

削減に関する計画」について「必要に

ならず、「企業委員会は計画されている 応じて」企業委員会を招集しなければ

人員削減と実施すべき方法について意

史経済動態研究所統括研究員のアネッ

日、フランス国立科学研究センター歴

JILPTは二○一三年一○月二九

の要旨を紹介する。

報研究会を開催した。以下、その講演 ト・ジョベール氏を招き、海外労働情

場合、裁判官は法規の内容を解釈し使 業員五○人以上の企業で三○日以内に 済的理由による解雇が可能となる。 による被用者の解雇をできない。同様 施後でなければ、使用者は経済的理由 職務の変化に適応させるための訓練実 強制力をもって介入する。たとえば、 用者から提示された理由を審査して、 理由」と定義している。紛争が起きた 由を「労働者本人の特徴とは無関係の ばならない。一九八九年法は経済的理 ているが、正当な経済的理由がなけれ 使用者にいくつかの義務を課している。 理解雇とリストラのプロセスにおいて した上でやむを得ない場合に限り、 に、社内やグループ内での異動を検討 人員削減の手続きは法により認められ 一〇人以上の解雇が予定される場合、 フランスでは、経済的理由による整 経

明示しなければならない)、二回の企

はとくに解雇順位に関して選定基準を 用者が提供すべき情報の内容(使用者 ルールが、詳細に定められてきた。使

てきた。 フランス法は主に企業委員会への情

ことによって手続きは厳格に規制され

業員数に応じた検討期間を義務付ける 指名する場合は三回)と解雇される従 業委員会会合(企業委員会が専門家を

協議のプロセスを明確に区別していな リストラの場合において、従業員への 渉プロセス(労働組合代表が協定を締 員代表が意見を述べて終了する) と交 ともに最近までは協議プロセス(従業 報提供と協議及び企業委員会の権利に 方向に向かっている。欧州法は交渉と 情報提供や協議を受ける権利の強化の た。なお、欧州法はとくに多国籍企業の 結して終了する) を明確に区別してき ついて定めており、フランスの判例と

二〇一〇年に改正された一九九四年の これは欧州諸国で実施すべき「指令」 みを定める二○○二年の指令、そして の情報提供と協議に関する全体的枠組 させるためのものであった。従業員へ がめざす規範の方向性へ国内法を一致 年、二〇〇五年に法改正が行われた。 フランスでは二〇〇二年、二〇〇三 従業員への情報提供と協議に関する

以降は経済的理由による解雇の場合の 年代半ば以降、とりわけ一九八〇年代 見を述べる」と定めている。一九七〇

この欧州の方向性を象徴的に表してい る。改革では三つの革新的事項が定め 策を策定することをめざしたものであ には影響を受ける従業員に対する支援 プローチを促進するとともに、最終的 予防や予測行為を支援し、地域的なア ラに関して社会対話と団体交渉を強化 る。フランス法による改革は、リスト し、リストラが雇用におよぼす影響の 「欧州企業委員会」に関する指令が、

(ア) 第一の革新:「方法協定」の導入

らず、「雇用保障計画」の内容も含まれ る可能性を与えている。この「方法協 る。「方法協定」では下記のことを実 定」で定められる事項は手続きに留ま 交渉によって法規定の適用を除外でき 合に、使用者と労働組合による正式な 経済的理由による解雇とリストラの場 社会連帯法により全面的実施に至った。 試験的に導入され、二○○五年一月の 「方法協定」は二〇〇三年法により

- 使用者が三〇日間に一〇人以上の解 法を定める。 雇を発表しようとする場合において、 企業委員会への情報提供と協議の方
- 経営計画に関して、企業委員会が代 替案提案の条件を定める。
- 職種や地理的な異動のための措置を 当該企業内またはグループ内での、
- 雇用保障計画を交渉できる条件及び 雇用保障計画の予想される内容を定

トラのプロセス参画への新たな道をも 交渉範囲の拡大は、労働組合にリス

> になった。 協定」は、 を奪うものではない。それでも「方法 協議の分野で企業委員会が有する特権 たらした。しかし、これは情報提供と つ伝統的権限に疑問を投げかけること 従業員代表と労働組合が持

7 第二の革新は二〇〇二年の法律(二 第二の革新:地域経済への義務

業の所在地域に重大な影響を及ぼす場 情報提供が含まれる。この法律が制定 リストラ計画に関する利害関係者への 業員一〇〇〇人以上の事業所の場合)、 れていた。 されるまでは、たとえ企業の決定が企 域に与える影響、地域雇用の活性化(従 の義務には、計画されている解雇が地 域に対して負う新たな義務である。こ る予定の企業(または事業所)が、地 これは経済的理由による解雇を実施す 従業員代表に対するものだけに限定さ 合であっても、 ○○五年に改正)により導入された。 企業の義務は従業員と

(ウ) 第三の革新:戦略的人員配置計画

GPECを用いてリストラの予測及び させる取り組みが行われている。L二 である。二○○五年の法律では、この 態にあったが、以前から存在する概念 EC)である。これは一九八〇年代、 能力予測管理とも訳される。以下GP 経済変動に起因する影響の予防を両立 に利用され、その後は活用されない状 一九九〇年代に整理解雇の規制のため des emplois et des compétences、雇用 (フランス語で gestion prévisionnelle |四二||一五条によると、|欧州規模の 第三の革新は、戦略的人員配置計画

> 年ごとに交渉するイニシアティブを取 影響に関し、使用者は企業委員会への 企業とグループ企業では、企業の戦略 職務経験の認定、スキルニーズ(評価) GPECの実施と共に、訓練の見通し、 らなければならない」。この交渉には、 情報提供と協議の可能性について、三 が雇用・賃金におよぼすと想定される

(3) 企業レベルでの実施状況

割合はわずかであるが、企業レベルの 雇用に関する企業レベルの協定全体の PECに関する協定が締結されている。 るといえる。 交渉の主体から新たな戦略が現れてい 中で、「方法協定」とGPECが占める ○○件の「方法協定」と四○○件のG フランスの企業では毎年一五〇~二

Cや補償の具体策などを話し合うため ている可能性もある。しかし、 側がこの方式を対話促進のために使っ る危険性がある。「方法協定」の交渉 理由によるものであると労働者・労働 特に、その決定が主には「財務上の」 統とする一部の企業においては、経営 者であることが多い。社会的対話を伝 をとって訴訟を回避しようとする使用 からの圧力への対応力があり、安全策 ニシアティブをとるのは、従業員代表 る。「方法協定」での交渉においてイ ば、訴訟と組み合わせられる場合もあ が訴訟に代わる手段になる場合もあれ 者代表が判断する場合には、紛争にな の訴訟になることが依然として多い。 ケースでは企業委員会と労働組合から 雇が行われる場合、解雇人数が多い リストラや経済的理由による整理解 G P E

の意見の影響を受けて)「方法協定」で に、労働組合と従業員代表が(専門家

などが盛り込まれている。

く、交渉、情報提供、協議の手続きと 立した手続きとして行われることはな ある。「方法協定」に関する交渉が独 再定義である。 曖昧になってきているという意味での 出された従業員代表の責任との境界が もある。これは、労働組合の責任と選 制度と社会対話制度を再定義する効果 報提供・協議との新たな連携は、代表 る。この団体交渉と企業委員会への情 長期のプロセスの一環として実施され 労働者の流動化を組み合わせた比較的 の交渉のイニシアティブをとる企業も る働きがあることも明らかになってい 会に選出された従業員代表を結束させ 交渉と実施が労働組合代表と企業委員 実証的研究によると、「方法協定」

二に、雇用に対する新しい見方が生じ ミットメントの論理を浮き上がらせて るようになってきている。 の家庭生活などを含めて包括的に考え ではなく、キャリアパスや企業内外で ており、各従業員を定量的に捉えるの 境界についての新しい捉え方が浮上し 経営陣、従業員自身の間で育まれるコ み合わせるこの活動は、従業員代表、 況の中で、情報提供・協議と交渉を組 業の構成、分け方が変化している。第 企業の経済状態によってグループ内企 いる。それは第一に、企業の枠組みや リストラや労働時間の調整という状

(4) 革新的規定としての戦略的人員

従業員三〇〇人超の企業で交渉が義

施されたこと―またはその一部―を公 務付けられている「戦略的人員配置計 に考えて管理するのに役立ちそうだと てきた成果としての労働協約・協定の と企業委員会)が継続的に調整努力し 法協定の場合と同じく、特に労働組合 にわたる交渉、当該企業の当事者間(方 GPECは、意見交換としばしば長期 者に柔軟性を残すという利点にある。 式化、成文化しながら社会対話の当事 能にする。GPECの特徴は、既に実 ECは多様な形の労働力の流動化を可 Cは予防的手段としてさまざまに利用 手段」であるのとは対照的に、GPE 計画が緊急時に利用される「治療的な 業での状況から判断すれば、雇用保障 用保障計画との関連性がはっきりしな あった。ただ、多くの労働組合員が雇 て交渉を始めたがらないという意見も きないため、経営陣はこの問題につい えない経済環境で企業は雇用を予測で 用者がGPECを手段として利用する 恐らくはもっとも革新的な規定だ。 用を考える上で中核となる規定であり できることが分かる。そのため、GP し、GPECに関する論文と実際の企 いと考えていることは明らかだ。しか ことを批判する意見もあれば、先のみ 一部である。このため、雇用を集団的 (GPEC)」は、企業レベルの雇 使

2 雇用安定化法の導入

(1) 雇用安定化法の背景

雇用安定化法は二〇一三年六月より

してオランド新大統領の就任である。因がある。二○○八年の金融危機、そ施行されたが、その背景には二つの要

第一の要因:金融危機

プログラムにも指摘がなされた。プログラムにも指摘がなされた。

二〇一二年五月こ就壬したオランド第二の要因:オランド新大統領の就任

定化」も含まれていた。

二〇一二年五月に就任したオランド
を掲げた。二〇一二年七月には「政労
を掲げた。二〇一二年七月には「政労
を掲げた。二〇一二年七月には「政労
を掲げた。二〇一二年七月には「政労
を掲げた。二〇一二年七月には「政労
を掲げた。二〇一二年五月に就任したオランド

(2) 雇用安定化法の内容

のための雇用保障の改善と、企業のたのための雇用保障の改善と、企業のためのを関する全国協定が二〇一三年一月に締結された協定(1)に続くものである。二〇〇八年の協定には五つのである。二〇〇八年の協定には五つのである。二〇〇八年の協定には五つのである。二〇〇八年の協定には五つのである。二〇〇八年の協定には五つのである。二〇〇八年の協定には「改革派」の三分組(DFDT、CFTC、CFE一労組(DFDT、CFTC、CFE一労組(DFDT、CFTC、CFE一労組(DFDT、CFTC、である。

と捉えた。一方で、CGTとた妥協」と捉えた。一方で、CGTとた妥協」と捉えた。一方で、CGTとた妥協」と捉えた。一方で、CGTとのの柔軟性と競争力のバランスをとっめの柔軟性と競争力のバランスをとっ

記のように定められた。 社外異動があげられる。それぞれ、下短時間パートタイム労働の禁止、社内・短時間パートタイム労働の禁止、社内・短雨安定化法の特徴的内容としては、

①健康保険

②情報提供と協議

③企業統治

参加する。

参加する。

参加する。

参加する。

参加する。

参加する。

参加する。

参加する。

④短時間パートタイム労働の禁止

⑤社内・社外異動

従業員三○○人以上の企業では、他 の企業に試験的に転職することができる。 「再雇用保証任意異動期間」を労働 場合、当該者は復職できる。社内異動 により報酬・職階のレベルを下げるこ とはできない。異動を拒否した従業員 とはできない。異動を拒否した従業員 とはできない。異動を拒否した従業 なり、その場合に適用される支援措置 を受けることができる。

(3) 整理解雇手続き

この全国協定はリストラと整理解雇

この

全国協定が現場で使用された例

は

時期尚早である。

というのも、

用安定化法の効果を評

価するに 実際に

は

以上 賃金・ げを拒否した従業員は、 票率を得た労働組合に協定の承認を得 回避するために、労使は企業レベルで なければならない。労働条件の引き下 ればならない。また職場選挙で五○% 協定を交渉できる。この協定により)手続きの簡素化を盛り込んでいる その引き換えとして、 一由による個別解雇」 雇を実施しないことを約束しなけ 間)に低下させる調整が可能にな せぬ深刻な経営不振による解 (二〇〇八年法では三〇%) の得 労働時間の条件を一 現行の のルー 一時的 使用者は整 ル を適 経済

間

4

が認められており、 さらに、「雇用保障計画」による交渉 した解雇の対象になり得る。

らない。三週間以内に労働行政官庁 保障計画は、 用安定化法におい 援措置について) ら意見がない場合、(正当な手続きと支 に労働行政官庁の承認を得なければな た労働組合が署名をしなければならな しかし行政官庁が有効と判断した場合 『場選挙で五○%以上の得票率の 一訟を提起することはできな 交渉を経ずに使用者が定めた雇 『者代表は雇用保障計画に関し 企業委員会に提出する前 提案は有効である。 て、 雇用保障計画には この点がもっと あ 雇 か 用 つ

> 働組合を強化するかの評価は容易では 克服するのに役立つのか、 な 5だ僅 を保障するの かだからだ(2)。 企業が経営困難を この規 あるい 定 は が 労

体交涉、 味にお 接関与し 与は依然として強力であり、 の規制と 保障計画の検査には労働行政官庁 除の限度など)は法で定められ、 る点が浮かび上がる。 する全国協定の規定を分析すると、 .律規制を密接に組み合わせたハイ. 一体交渉に重要な役割が与えられて <u>=</u> ドモデル ル 題に関しては主に企業レ (例えばパートタイム契約や免然として強力であり、基本的 そして次に産業部門レベル て、 ている。この全国協定は、 (労働 フランス式社会的規制 の特徴を呈すると 月の労働市場改革 |組合と使用者による| しかし、 いう意 玉 ル 雇 が $\overline{\mathcal{O}}$ 0) 関 玉 直 雇 用 65 \mathcal{O} 4

ル

1

È.

確認するものである。

1

リッ

労働組合の反対があってはならない であるためには、 場合は八%の得票率が必要である。 労働組合が代表性を認められて企業レベルの交 名されなければならず、 票率が必要であり、職際・産業レベルの交渉 二〇一三年一〇月時点 の中でもっとも重要なのは企業または事業所 に参加するには、職場選挙で一○%以上の得 ベルの職場選挙で組合が獲得する支持である 労働組合の代表性は七つの基準で決定され、 一ないし複数の労働組合によって署 職場選挙での得票率合計が三 合計得票率が過半数 協定が有効

も論議を呼んだ。

3

国際研究部

2

労働研究組

B5 版●定価:本体852円+税

年間購読料 11.040 円 (消費税込み・〒無料)



No.645 April 2014

「先生」の働き方

【エッセイ】 <はじめに>

「先生」の職業威信 太郎女 博 師業と士業の由来一医師はなぜ医士ではないのか 西澤 医師と労働―その歴史と展望 長谷川敏彦 安心な医療体制を築くために一医師の労働環境とその sustainability 中島 恒夫 <弁護士の世界> 弁護士の働き方 木村 裕二 労働者としての弁護士 梅田 康宏 < 閑話休題> 政治家 遠藤 <教師の世界> 大学の先生と労働 有本 音

制度改革期における中学校・高等学校教師の仕事

講師・インストラクターの労働市場

非正規教員の増加とその問題点一教育労働の特殊性と

教員キャリアの視角から 金子真理子 能楽の先生 西尾久美子 芸術系大学出身者と労働 喜始 照宣 <まとめにかえて> プロフェッショナルの働き方と契約、労働者性 鎌田 耕一

【エッセイ】

学術論文の「パッケージング」一投稿作法を考える 【書評】

松尾睦著『成長する管理職一優れたマネジャーはいかに 経験から学んでいるのか』 古野 庸 松田茂樹著『少子化論―なぜまだ結婚、出産しやすい

国にならないのか」 【論文 Today】

出産は女性の労働市場での成功にとって障害になっているのか?

湯川 志保

小野

【フィールド・アイ】 なぜチップを渡すのか?

安井 健悟

大沢真知子

お問い合せ先 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究調整部成果普及課 Tel: 03-5903-6263 Fax: 03-5903-6115 E-mail book@jil.go.jp

油布佐和子

高橋 康二